

横浜弁護士会新聞

発行所
横浜弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.yokoben.or.jp/>

法テラス神奈川

木村良二 新所長に聞く

～弁護士会と連携し、一層充実した運営を～

◆ 所長ご就任おめでとうございます。
◆ ご就任のいきさつと、現在の心境を
◆ お聞かせください。

お話をいただいた当初は、正直言って迷いがありました。しかし、法テラスにはちよつとした昔の縁がありますし、歴代所長から熱心なお誘いも受け、覚悟を決めた次第です。今では、やはり大変な仕事だということを再認識しつつも、引き受けてよかったと思っています。

◆ 法テラスとの昔のご縁とは
◆ どのようなことでしょうか。

実は、法テラス開設の年に横浜弁護士会の会長を務めておりました。開設にあたっては、初代所長の山下光先生と話合うなどして立ち上げに関わり、色々大変だったことを覚えています。そういう意味では、法テラスとはもともと縁が深いといえますし、開設当初の事情もよく存じています。

◆ なるほど、法テラス開設時の立役者の
◆ 1人でいらしたわけですね。その頃と比べて
◆ 今の法テラスの様子はいかがでしょうか。

開設当初と比べると、今は業務・運営体制がしっかり確立されていて、格段に落ち着いている印象です。歴代の所長たちのご努力の賜物だと思います。

◆ 所長の法テラスでのお仕事は
◆ どんな感じですか。

現在週2日ほど行っていますが、既に構築された業務・運営体制をしっかりと引き継ぎ、より良くしながらそれを継続していくといった感じです。

◆ 所長としては、特に、弁護士会の会員3名と司法書士1名からなる副所長が大変優秀なので非常に助かっています。また事務局長をはじめとした職員の皆さんもよくやってくれていて頼もしい限りです。

◆ 当会との連携は
◆ どうなっているのでしょうか。

弁護士会の理事者らと法テラスの執行部との間で、月1回の定例協議会を開催するなどして、密に連携をとっています。率直に言って、神奈川地方事務所は、全国的にみても、法テラスと地元弁護士会との連携がうまくとれているほうだと思います。

平成24年度 関弁連定期弁護士大会・シンポジウム開催のお知らせ
日時…平成24年9月21日(金) 午前10時から
場所…ホテルニューオータニ幕張2階「鶴(中・西)」



横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

もちろん、立場の異なる法テラスと弁護士会との間でこのように連携をとって信頼関係を構築し、円滑な運営をはかっていることが利用者である国民の利便性を高めるためのものであることは言うまでもありません。

◆ 現在の法テラスについて
◆ 気になっていることはありますか。

法テラスの認知度が気になっています。認知度調

査によれば、立ち上げ当初は25%程度だったものが、最新の調査では42%程度になっており、認知度は上がってきています。しかし、それでもまだ半分以下です。

市民に適切に利用してもらうためには、まず、法テラスの存在自体を知ってもらわねばなりません。そのためには、様々な周知方法を模索して、法テラスの認知度を高めていきたいと思います。

(聞き手 大関 亮子)

武井日弁連副会長 木村法テラス新所長 清水法テラス前所長



6月11日、横浜ロイヤルパークホテル70階「オーロラ」において、

武井共夫日弁連副会長・木村良二日本司法支援センター(法テラス)新所長の激励と、清水規廣同前所長を慰労する会が開催された。

まず木村保夫当会会長から、武井副会長には当

会及び日弁連のためにご尽力いただきたいこと、また法テラスと弁護士会とが今後も適度な緊張関係を保ちつつ良い連携がとられるよう期待しているとの挨拶がなされた。

続いて武井副会長が、就任後これまでの日弁連会務の状況や、15の担当分野における問題点や今後の予定等について報告を行った。その後、木村新所長が、法テラスと弁護士会の連携を図りつつ、質の高い法的サービスを提供できるよう誠心誠意努めていきたいと抱負を述べ、清水前所長からは、法テラスを弁護士と対立する存在にとらえず、日常業務に取り込

めようという意気込みを述べた。最後に、大谷豊日本司法支援センター対策委員会委員長から武井副会長に、井澤秀昭若手弁護士会の代表から木村新所長に、小野毅法テラス副所長から清水前所長に、それぞれ花束の贈呈がなされ、盛況のうちに会は終了した。

(会員 須山 園子)

山ゆり

既に2つの金は制覇した。3つ目の金を虎視眈々と狙っている。地上のあれやこれやでは無い。空の上のお話である。

▼今年の天文現象については、よく「3つの金」という表現が用いられる。その「金環日食」「金星の太陽面通過」に続く最後の金が8月14日午前2時44分頃から始まる「金星食」である▼その日、金星は、細い月の明るい側から隠されて見えなくなり、約45分後、暗い側から出現する。消えた明けの明星が再び姿を現して輝くさまは、美しいに違いない▼加速膨張し続けている宇宙には、広大な銀河が無数に存在する。天の川銀河は、それらのうちの1つにすぎない。天の川銀河では数千億の恒星が光を放つ。太陽はそれらのうちの1つにすぎない。そうした小さな太陽系の中の小さな惑星が、私たちの住む地球である。時々こうして遠くから俯瞰し、また視線を戻して今を見渡すと、何ともいえない心持ちになる▼毛利衛さんは「宇宙からは国境線は見えないかった」と述べた。終戦の日の前日、夜明け前の夏空を見上げながら、我々は広い宇宙のひとかけらにすぎない、けれどもかけがえのない命であるなあなどと、ぼんやり考えてみたいと思う。晴れますように。

(大関 亮子)

上海市
律師協会
懇親会

上海市律師協会から 訪問団

6月7日、当会と友好協定を結んでいる上海市律師（弁護士）協会の訪問団が当会を訪問した。当会は平成21年に上海市律師協会と友好協定を締結し、平成23年には上海にて合同セミナーを開催するなど活発な交流が続けており、今回の訪問もその一環である。

今回は、上海市律師協会副会長銭翔樑氏を団長とする、総勢13名が横浜を訪れた。マイクロバスで到着した訪問団は、当会会長から歓迎の挨拶を受けた後、当会会員とともに横浜地方裁判所所長及び横浜地方検察庁検事正をそれぞれ訪問した。裁判所及び検察庁では国籍や職種の垣根を越えて、法曹同士、活発な意見交換がなされた。

木村会長が訪問団の代表と友好の握手を交わす

在り方についての協議が行われた。当会からは、前回上海においてセミナーを開催したことから、次回は横浜で合同セミナーを開催したいとの希望を伝え、上海側からは開催を前向きに検討したいとの回答を得た。

そして、次回セミナーのテーマについて意見交換を行い、実務的な視点から、両国の企業が相手国に進出する場合の企業法制や、企業を清算する場合の倒産法制などが候補として挙げられた。両会とも、議論の結果を持ち帰り、各種委員会や専門実務研究会などに諮って継続して議論していくことを確認した。

その後、ホテルニューグランドに場所を移し、両会の交流懇親会が開催された。当会からは20名が参加し、様々な話に花を咲かせた。上海の律師からは、日本の交通マナーの良さや都市整備の美しさについて賞賛するスピーチが続いた。

実務的なセミナー開催に向けた意見交換がなされた

悩める女性の声を聞く



女性の権利110番

6月23日、当会会館にて、シンポジウム「全面的な国選付添人制度の早期実現を目指して 子どもたちにも弁護士を!! Part3」が開催された。当日の参加者は、市民の方々、国会議員、法曹関係者等約50名に上った。

付添人の活動に期待を述べる浅野氏

イベント開催

子どもたちにも弁護士を！

重なる機会となった。

前半は、元少年鑑別所心理技官で臨床心理士でもある浅野真氏によって「鑑別所の役割と鑑別所からみた付添人活動」と題した講演が行われた。

講演では、まず鑑別所は自由を奪われた小さな世界で少年がどう変化していくのかを見守る存在である、との話があった。観護措置の期間は、帰りに「自ら入ってきた」と見るそうである。そして、少年に自らの非行の持つ意味を考えさせ、これからどう生きていくかを一

緒に考える役割を担っているとのことであった。また付添人は、少年審判の手続が警察、鑑別所、家庭裁判所と進んでいく過程で、少年と継続的に関わることができる。少年にとつて「普通の大人」に真剣に話を聞いてもらうこと自体が貴重な経験であり、付添人は「いつも居てくれる」という重要な存在であるため、その強みを最大限に生かしてほしいとの激励で講演は締めくくられた。

後半は、少年審判を経験した元少年と、その付添人であった弁護士2名による対談が行われた。元少年は、「付添人は自分の話をよく聞いてくれ

るので楽に話せる存在だった」「毎回面会するのが楽しみであり自分の気持ちを素直に話せたことで気持ちが落ち着いていた」と話していた。また、「付添人が少年の恩師からの手紙を届けてくれたことがあり、自分を支えてくれる人の存在を感じることができてとてもありがたかった」という感想も聞かれた。

最後に、金子祐子会員より、付添人の役割、付添人選任率などについての基調報告があった。付添人選任率は年々上昇しているとはいえず、成人の刑事事件に比べると依然として低く、少年が置き去りになっている状況を改善すべく、鑑別所に収容された少年全員に付添人が付けられるよう法制度を整えていくことが急務であるとの報告であった。（会員 飛弾野 理）

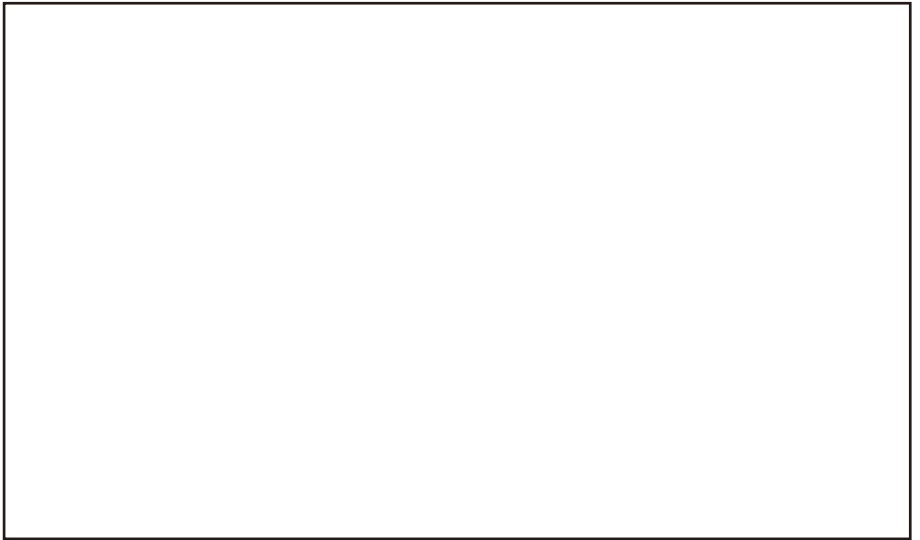
6月22日、当会と日弁連との共催（神奈川県後援）で、無料電話相談「女性の権利110番」が実施された。「女性の権利110番」は、日弁連両性の平等に関する委員会（旧・女性の権利に関する委員会）設置15周年を機に、平成3年から毎年、日弁連と各地の弁護士会の共催という形で実施されている。

本電話相談実施当日は、午前10時から午後3時までの間、臨時電話6回線を設置し当会会員14名が対応にあたった。午前10時の受付開始直後から電話が鳴り始め、正午ごろ一旦相談件数が減少したものの、NHKで本電話相談の実施が報道された後に再び増加し、当会事務局に対し「電話が繋がらない」という問い合わせもある程であった。結局昨年の68件を上回る71件の相談が寄せられた。テレビのニュースを見て本相談を知ったという相談者は37人に上り、本相談への需要の高さと周知の必要性を感じた。相談内容のうち最も多かったのが、離婚に関する相談（37件）で、DVに関する相談（10件）も多く寄せられた。世代別では40代（20件）、50代（11件）、30代（9件）の順に多かった。職業別では、無職（専業主婦を含む）が39人と圧倒的に多く、対面相談に赴くことに敷居が高いと感じている層からの相談が多いように感じた。「こんなことを他人に話したのは初めてです」という声もあり、女性の権利に特化した無料電話相談の必要性を改めて実感した。（会員 野口 杏子）

伝統の 横浜法曹懇談会

インターナショナル
な雰囲気

6月22日、当会会館5階において、今年度の横浜法曹懇談会が開催され、



後列右から木村当会会長、倉吉地裁所長、吉田検事正、左端が成田家裁所長

地裁、家裁、地検、当会の順番で当番を担当し、法曹三者が懇親を深めるために、昭和30年以来毎年1回開催されている伝統行事である。

今年度の参加者は、裁判官21名（地裁18名、家裁3名）、検察官23名、韓国弁護士2名、弁護士53名の総勢99名であり、盛況ぶりに会館の大会議室が狭く感じられた。

当会の叙持京助副会長の司会進行により、今年度の当番である当会の木村保夫会長の開会の挨拶があり、韓国の京畿中央地方弁護士会（旧水原地方弁護士会）の趙俊衍弁護士、柳星夏弁護士が紹介され、両弁護士が挨拶をした。

途中で、家裁の成田喜達所長と地検の吉田統宏検事正がそれぞれ挨拶をした。

法曹三者が日頃の立場の違いを超えて、打ち解けた表情のもと、ざつくばらんな意見交換や、法律とは関係のない趣味の話などで盛り上がった。

また、懇談会は毎年立食パーティーの形式で行われるが、寿司、中華、洋食など多種多様な料理が所狭しとテーブルに並べられた。

韓国の弁護士も参加するなど例年にはない「インターナショナル」な会となった法曹懇談会であるが、来年はより多くの若手会員の参加に期待したい。

（会員 久保田 辰）

理事者室

だより

副会長職の「光」

副会長 町川 智康

の3月第1週の週末、熱海で開かれる「関東十県会」に出席した。関東十県会などと言うと、怖い人たちと理事者たちが盃を交わす会ではない

かと思われるかもしれないが、決してそんなことはない。東京高裁管轄の13の弁護士会のうち、何故か東京三会を除いた10の弁護士会が集まる会である。

そして3月第一週の週末、今度は「三会交流会」が愛知県犬山市で開かれ

た。三会交流会などと言えば、今度は客室乗務員さんや看護師さんとの異業種交流会なんじゃないかと疑う方もいるかもしれない。個人的にはそれでも好いのだが、（むしろホントはその方が好いのだが）残念ながらそうではない。愛知県弁護士会、福岡県弁護士会と当会の三会のとてもまじめな交流会である。

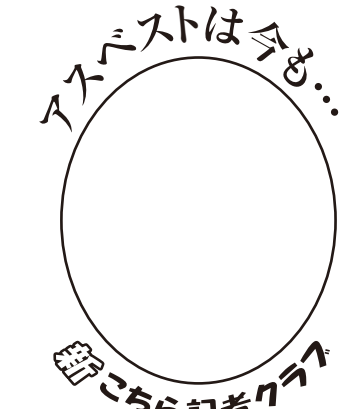
でも導入したと聞いている。関東十県会に集まる10の弁護士会の中で当会は最も大きい。それでも同じ関東地域の他の弁護士会の取り組みから教えられることは決して少なくない。新潟県弁護士会が行っている過疎地域の法律相談チケット制などの工夫はたいへん勉強になった。

愛知、福岡、横浜の三会、いずれも会員数が1000名前後のいわゆる中規模会である。規模が同等なので、抱える問題も共通のものが多く、ここでの意見交換からは色々教えられる。当会で3年前から導入されているチューター制度はもと

副会長になる以前は他会との交流・親睦がこれほどまでに具体的な会務に繋がっているものだと想像していなかった。なんとか他会が真似をしてみたくするような仕事を当会から始めてみたい。私なんぞでも、そんな気持ちにもなれることが副会長職の「光」の部分といえはそんな気がするのだ。

「誰責める気も起きないよ、俺たち職人はしょうがねーんだ」。建設現場でアスベストを吸い石綿肺になった元配管工が、ベッド上で苦しそうに言った言葉が今も忘れられない。

にし、問題の重大さを痛感した。取材では違法解体業者にも会った。「2次被害は数十年後、間違いなく出るよ」。解体現場では、杜撰なアスベスト除去工



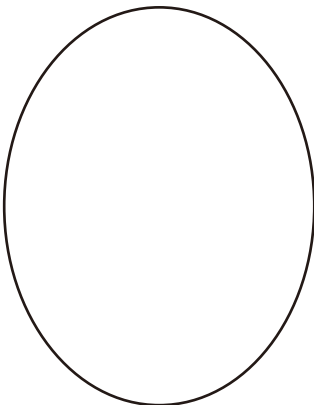
アスベストが危険という認識はあったが、取材前は正直何も知らなかった。だが、酸素チューブを付けながらも必死に思いを伝えてくれる原告を目の当たりに

問題でもない知り、恐ろしさを感じた。結果的に、横浜地裁は請求を棄却した。複雑な気持ちを抱えながらも、取材はとりあえず一区切り。けれど、私はこの2か月の取材で「これで終わらせていい話ではないんじゃないか」という思いが強くなっていった。伝え切れていないことがたくさんある気がした。

問題は今後も継続的に取材をしていきたい重要なテーマの一つになった。（朝日新聞社 横浜総局 植松 佳香）

1300名の中の35名

会員 船橋 俊司（39期）



私が常議員になったのは今度で5回目。最初は平成2年頃で今から20年以上前である。この頃と変わらぬのが定数の35名。ただし、当時は会員数500名前後の時代である。

先頃、常議員の重鎮1名が急逝したため、その欠員を補充するか否かが問題となった。結論は執行部意見のとおり、補充なしとなった。会則上の規定からは補充が義務的とまでは読めない

が、多数の常議員が執行部意見（要するに選挙の煩わしさを避けた）に賛同したのは残念であった。いまや1300名を超える大単位会、代議員としての地位にある常議員は1人で約37人の会員を代表している。20年前とはその重みが違う。また、

1名の意見表明が議事進行と票決を左右するかもしれないことを考える必要もある。少なくとも今回を先例とするのは避けて欲しい。議題中、ほとんど毎回「会長声明」の採択が上程される。会則上、72条2号の「建議」にあたるものとされるが、どのような場合に上程・発令されるかの決まりはない。その配布先は主として、裁判所・地方自治体等の公務署であるが、その効果は如何ほどのものであろうか。内容的には特に単位会の意見表明としての個性・説得力のあ

るものが少ない。日弁連や他会の二番煎じ、およそ国政にかかわるものなど、一会員としてもピンと来ないものが多い。なお、会長声明の送付先を「執行先」と呼ぶのは効果との関係で再考すべきかもしれない。また、「会長声明」と「会長談話」の異同については、執行部から会員に説明すべきではないか。ともあれ、その一言一句の評価に貴重な本会議の時間を割くより喫緊の法曹人口問題他の議事に力を入れて欲しいと思う今日この頃である。

新人弁護士奮闘記

横浜での修習を終え、
弁護士になってから2年
半が経過しています。
これまでの1つ1つの
事件を思い出すと、いず
れも難しいことばかりで
「悩んだ」という印象が

強いのですが、その積み
重ねを夢中であるうちに
2年半も経っていました。
新人は、経験や力不足
で苦労することはもちろ
ん多いのですが、一方で、
困ったときに諸
先輩方にアドバ
イスを頂けると
いう「特権」も
あると思います。
私はこの「特

被害者の助けになれて嬉しくて

新62期 会員 藤川 祐美

「権」を相当使っており、
大変ご迷惑をおかけして
いますが、どの先生もい
つも丁寧に教えてくださ
り、そのおかげで、悩ん
だときにも何とかやって

で、やはり横浜で仕事が
できてよかったと感じて
います。
私が最近まで奮闘して
いたのは、裁判員裁判で
の被害者参加事件で被害

長く苦しい努力をし、
やっと社会生活に戻れた
と感じ始めた矢先の起訴
でした。事件を忘れるよ
うとした努力を覆すかのよ
うに始まった調書作成、

なほどでした。
参加した方がいかど
うかは最後まで答えの出
ない問題だと思います。
結局、この方は参加して
自分で意見陳述をするこ
とを希望していました。

との答えでした。私もそ
の助けになれたことが嬉
しく、これからも弁護士
としてできる限りのこと
をしていきたいと思いま
した。

編集後記

海の近くに引っ越し
て、初めての夏を迎えて
いる。
静かに海を眺めること
ができた浜辺には海の家
が建ち並び、雰囲気が一
変した。
これはこれで賑やかで

デスク 喜多 英博
記者 大関 亮子
須山 園子
飯島 麻樹
久保田 辰
久保 義人
池本 康次
田鍋 智之

楽しいが、地元民として
は少々複雑な気分だ。

黒潮に囲まれた火山島 ～八丈島～を旅する

公害・環境問題委員会
では、豊かな自然を五官
で感じつつ環境問題を考
えようと、離島中心に視
察調査を重ねている。第
12弾の今回は、6月29日
から3日間、11名で八丈
島を訪ねた。

古くは流人の島で名高い
が、黒潮に囲まれた温暖
な気候の下、豊かな自然
が広がる。
空路で東京からわずか
55分のはずが、視界不良
による欠航が多く、我々
も羽田で5時間待たされ
る羽目だ。

ギーとして更に期待され
るところだが、コストや
井戸の寿命等の問題があ
ることを聞いた。
それから都支庁を訪問
し、島の特徴や諸問題を
聞く。やはり過疎化やゴ
ミ処理等の問題を抱える
が、独特の気風のせいか、
あまり悲壮な感じがしな
い。本土から離れて遅し
く生きてきた何かがある
ように思えた。

の進化を
したそう
だ。
我々
は、ガイ
ドで町議
の岩崎由
美さんに
導かれな
がら、三
原山ト
レッキン
グをこな
したり、
乱舞する
ヘイケボ
タルや闇に光るキノコを
訪ねたり、はたまた40年
前無人島になった沖の八
丈小島へ上陸したり、風
雨の中で八丈富士火口の
奈落を覗いたり。



八丈富士・八丈小島を望む

三原山唐滝に到着
島ができた
後、鳥や植
物は海を越
えてきた
が、この島
で代々生き
るうち、大
型化する、
葉が厚くな
る、トゲが
なくなる、
くちばしが
長くなる等

者参加弁護士となった事
件です。何年も前の性犯
罪事件で、被害者が事件
当初、死にたいと思うほ
どのショックを受け、そ
の後、事件を忘れようと

島と言葉で「ほうべい」
は仲間、「おじやいやれ」
はようこそ・いらつしや
いという意味。この「ほう
べい」「おじやいやれ」
の心が島には息づいてお
り、豊かで厳しい自然と
の共生を支えてきたよう
だ。今後とも人と自然との
共生が続くことを祈りつ
つ、今回の島旅を終えた。
(会員 畑中 隆爾)

現代の情報化社会にお
いて、インターネットは
不可欠な情報ツールとし
て私たちの生活に深く浸
透してきている。それに
伴い、法規が制定・改正
されたり新しい形態の法
律紛争が毎日のように生
起し、従来の考え方で解
決できない法律問題が

発生しており、わ
れわれ法曹も、こ
れに対する適切な
対応が求められる
ようになっていく。
そこで、イン
ターネット法律研
究会では、主にイ
ンターネットを巡って生
ずる法律問題について調
査・研究等をおこなっ
ている。

現在、研究会員数は15
名で、60期台6名、50期
台7名、40期台・30期台
各1名という構成になっ
ている。
当研究会は、見学大歓迎
である。コンピュータの
事はわからないからと
尻込みをせずに、一度研
究会を覗いてみて欲しい。
コンピュータ初心者
も当研究会で会員同士で
わいわい話し合いながら
スキルアップを図ってい
る。

研究会紹介

初心者もスキルアップ

インターネット法律研究会

会員 三浦 靖彦

インターネットを巡って生
ずる法律問題について調
査・研究等をおこなっ
ている。
そこで、イン
ターネット法律研
究会では、主にイ
ンターネットを巡って生
ずる法律問題について調
査・研究等をおこなっ
ている。

発生しており、わ
れわれ法曹も、こ
れに対する適切な
対応が求められる
ようになっていく。
そこで、イン
ターネット法律研
究会では、主にイ
ンターネットを巡って生
ずる法律問題について調
査・研究等をおこなっ
ている。